

2021年4月15日

各位

北海道旭川市4条通8丁目  
旭川信用金庫

ローソン銀行ATMとの直接提携の開始に伴うキャッシュカード規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、ローソン銀行ATMとの直接提携の開始に伴い、2021年4月22日より規定を改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまにも適用されますので、改定される規定および改定の内容をお知らせします。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今回の改定内容にはお客さまに不利となる不利益変更内容は含まれておりません。

## 1. 改定する規定

「旭川しんきんキャッシュカード規定」

## 2. 主な改定内容

ローソン銀行ATMにて法人のお客さまのキャッシュカードによる預け入れ、および払い戻しができるようになります。また、従来より、ゆうちょ銀行ATMでも法人のお客さまのキャッシュカードによる預け入れおよび払い戻しができますので、下記のように改定いたします。

### 旭川しんきんキャッシュカード規定

変更後	変更前
<p>第2章 法人キャッシュカード規定</p> <p>1. (カードの利用)</p> <p>法人の普通預金(以下「預金」という。)について発行したキャッシュカード(以下本章において「カード」という。)は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。</p> <p>① 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫(以下「提携金庫」という。)、ゆうちょ銀行およびローソン銀行(以下提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行をまとめて「法人カード提携金融機関」という。)の<u>預金機</u>を使用して預金に預け入れをする場合</p> <p>② 当金庫および法人カード提携金融機関の<u>支払機</u>を使用して預金の払い戻しをする場合</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 当金庫および提携金庫の<u>振込機</u>を使用して振込資金を預金口座からの振替により払い</p>	<p>第2章 法人キャッシュカード規定</p> <p>1. (カードの利用)</p> <p>法人の普通預金(以下「預金」という。)について発行したキャッシュカード(以下本章において「カード」という。)は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。</p> <p>① 当金庫およびしんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫(以下「提携金庫」という。)(追加)の<u>現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」という。)</u>を使用して預金に預け入れをする場合</p> <p>② 当金庫および提携金庫の<u>現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」という。)</u>を使用して預金の払い戻しをする場合</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 当金庫および提携金庫の<u>自動振込機(振り込みを行うことができる現金自動預入払出</u></p>

変更後	変更前
<p>戻し、振り込みの依頼をする場合</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>2. (預金機による預金の預け入れ)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当金庫または<u>法人カード提携金融機関</u>所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当金庫または<u>法人カード提携金融機関</u>所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>3. (支払機による預金の払い戻し)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 支払機による払い戻しは、支払機の機種により当金庫または<u>法人カード提携金融機関</u>所定の金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、当金庫または<u>法人カード提携金融機関</u>所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払い戻しは、当金庫所定の金額、または当金庫所定の金額の範囲内で当金庫所定の方法により届け出を受けた金額の範囲内とします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (自動機利用手数料)</p> <p>(1) 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、当金庫または<u>法人カード提携金融機関</u>所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。</p> <p>(2) 支払機または振込機を使用して預金の払い戻しをする場合には、当金庫または<u>法人カード提携金融機関</u>所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下本章において「自動機利用手数料」という。)をいただきます。</p> <p>(3) 自動機利用手数料は、預金の預け入れおよび払戻時に、通帳および払戻請求書なしで、その預け入れ・払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、<u>法人カード提携金融機関</u>の自動機利用手数料は、当金庫から<u>法人カード提携金融機関</u>に支払います。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. (省略)</p> <p>9. (省略)</p> <p>10. (偽造カード等による払い戻し)</p> <p>カードが偽造または変造により不正使用され生じた払い戻しにかかる損害については、当金庫および<u>法人カード提携金融機関</u>は責任を負いません。ただし、この払い戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに</p>	<p>兼用機を含みます。以下「振込機」という。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払い戻し、振り込みの依頼をする場合</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>2. (預金機による預金の預け入れ)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当金庫または<u>提携金庫</u>所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当金庫または<u>提携金庫</u>所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>3. (支払機による預金の払い戻し)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 支払機による払い戻しは、支払機の機種により当金庫または<u>提携金庫</u>所定の金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、当金庫または<u>提携金庫</u>所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払い戻しは、当金庫所定の金額、または当金庫所定の金額の範囲内で当金庫所定の方法により届け出を受けた金額の範囲内とします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (自動機利用手数料)</p> <p>(1) 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、当金庫または<u>提携金庫</u>所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。</p> <p>(2) 支払機または振込機を使用して預金の払い戻しをする場合には、当金庫または<u>提携金庫</u>所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下本章において「自動機利用手数料」という。)をいただきます。</p> <p>(3) 自動機利用手数料は、預金の預け入れおよび払戻時に、通帳および払戻請求書なしで、その預け入れ・払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、<u>提携金庫</u>の自動機利用手数料は、当金庫から<u>提携金庫</u>に支払います。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. (省略)</p> <p>9. (省略)</p> <p>10. (偽造カード等による払い戻し)</p> <p>カードが偽造または変造により不正使用され生じた払い戻しにかかる損害については、当金庫および<u>提携金庫</u>は責任を負いません。ただし、この払い戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がな</p>

変更後	変更前
<p>帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。</p> <p>11. (盗難カードによる払い戻し) カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払い戻しにかかる損害については、当金庫および<u>法人カード提携金融機関</u>は責任を負いません。</p> <p>12. (省略)</p> <p>13. (省略)</p> <p>14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等) (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、<u>法人カード提携金融機関</u>の預金機、支払機、振込機を使用した場合の<u>法人カード提携金融機関</u>の責任についても同様とします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>15. (省略)</p> <p>16. (省略)</p>	<p>かったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。</p> <p>11. (盗難カードによる払い戻し) カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払い戻しにかかる損害については、当金庫および<u>提携金庫</u>は責任を負いません。</p> <p>12. (省略)</p> <p>13. (省略)</p> <p>14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等) (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、<u>提携金庫</u>の預金機、支払機、振込機を使用した場合の<u>提携金庫</u>の責任についても同様とします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>15. (省略)</p> <p>16. (省略)</p>